藤岡市の国民健康保険に加入する場合

会社を退職した時（引き続き他の健康保険に加入しない場合）や、国民健康保険の加入資格をもって藤岡市へ転入してきた時は、藤岡市の国民健康保険に加入しなくてはなりません。加入資格発生時の１４日以内に手続きを必ず行ってください。

ここでは、加入の方法を、藤子（仮名）さんとのやり取りで、詳しく説明していきます。

★藤子さん

３月に退職したのですが、国民健康保険の手続きはどうしたら良いでしょうか？

●藤岡市国保

国民健康保険の加入に関してのお手続きですね！前のお勤め先から社会保険離脱証明書の交付は受けましたか？

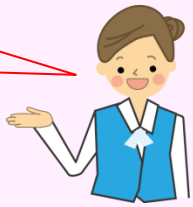

★藤子さん

会社からは、郵送で後日送ると言われました。
手元には、社会保険離脱証明書は無いのですが・・・

●藤岡市国保

承知しました。それでは、前のお勤め先から社会保険離脱証明書が届きましたら、速やかに市役所保険年金課窓口（６番）に来庁していただき、加入のお手続きをしてください。
なお、お手続きに必要なものは下記になります。

【加入のために必要なもの】

- 前のお勤め先から交付された社会保険離脱証明書
- ご印鑑（スタンプでないもの）
- 顔写真付きの身分証明証（免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）

藤子さんは、まだ聞きたいことがあるみたいです。せっかくだから聞いてみよう！

そのやり取りは裏面へ・・・

【お問い合わせ】藤岡市役所　保険年金課　国 保 係　0274-40-2822（ダイヤルイン）
納税相談課　納 税 係　0274-40-2830（ダイヤルイン）
税　務　課　市民税係　0274-40-2803（ダイヤルイン）

★藤子さん

加入の手続きはわかりました。
ただ、退職した会社からは、社会保険労務士に作成依頼するので、社会保険離脱証明書の発行に時間がかかるとの話です。
４月になったら、病院に行きたいのですが、保険証が無いので、病院にかかったときはどうしたら良いのでしょうか？
社会保険離脱証明書が無くても加入は出来ませんか？

●藤岡市国保

国民健康保険の加入は、社会保険離脱証明書の内容に沿って行いますので、必ず必要になります。誤った記載では藤子さんや医療機関にご迷惑をおかけしてしまいます。やむを得ず、４月以降に病気やケガで病院へ通うことになってしまったら、病院窓口に相談をしてください。

★藤子さん

分かりました。不安なので、いつ頃届くのか退職した会社に問い合わせてみます。
税金についても教えてください。国民健康保険税は、いつから納めるのでしょうか？もし、納め忘れた場合はどうなるのでしょうか？

●藤岡市国保

藤子さんが、国保に加入した４月から課税が始まります。納付は、市役所税務課より納税通知書を７月中旬以降に送付しますので、同封されている納付書にて納めていただくことになります。（銀行引き落としのお手続きが便利ですのでご利用ください。）
万が一、納付を怠ってしまった場合は、市役所納税相談課より督促状や催告書、場合によっては財産の差し押さえなどもありますので、納め忘れにはお気を付けください。

★藤子さん

納め忘れが無いよう銀行引き落としの利用が便利ですね。
退職した会社から社会保険離脱証明書が届いたら、市役所保険年金課窓口（６番）に来ますので、よろしくお願いします。

【お問い合わせ】藤岡市役所　保険年金課　国 保 係　0274-40-2822（ダイヤルイン）
納税相談課　納 税 係　0274-40-2830（ダイヤルイン）
税　務　課　市民税係　0274-40-2803（ダイヤルイン）